

## 景観計画説明会での質問事項

質問：学校の外壁補修といった場合も、届出が必要か。

回答：国や地方公共団体が行う行為については、届出は不要です。役場内で調整します。

質問：申請添付書類の図面について、建築確認申請に添付するものと縮尺が異なるが、建築確認申請とは別のものが必要ということか。

回答：建築確認申請と同じものを添付していただいてもかまいません。

質問：埋蔵文化財の調査で土地を掘る場合も、届出が必要か。

回答：届出が不要にできるよう、教育委員会と調整していきます。

質問：本来届出の対象となる規模の工事を 2 つの工事に分けて、届出を回避しようとする者が出てくるのでは。対策は。

回答：届出の意義を周知し、ご協力を求めています。

質問：同じ敷地内で 2 棟の建物を工事する場合、どのような届出になるか。

回答：1 棟ずつ規模を判断し、届出が必要なもののみ届け出てください。2 棟とも届出が必要な場合は、それぞれ分けて届け出てください。

質問：個人が届出をせずに屋根塗装等を行ってしまう可能性がある。対策は。

回答：町民への周知を行い、届出への協力を求めています。塗装業の団体とも連携していきたいと思います。

質問：工場の屋根等においては、反射のある塗装が機能面から好まれる。この制度で規制を行うのか。

回答：この制度は、強制力を持って規制していくという性格ではありませんので、届出の適合審査の中で話し合いをしていきたいと思っています。